

（国際観光旅客税（仮称）の創設が決まる）

平成30年度税制改正により、観光立国実現に向けた観光促進のための国際観光旅客税（仮称）の創設が決定された。これは2019年（平成31年）1月7日以降の出国旅客1回に定額・一律（1,000円）の負担を求めることにより、観光立国日本の実現に向け、高次元の観光施策のための財源を確保することを狙いとしている。とりあえず、2020年の訪日外国人客数4,000万人誘致という目標（「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン推進会議・議長、内閣総理大臣）の達成に向け、①快適に旅行ができる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上等に財源を充当することとされている。平成30年度予算案では、平成31年1月7日から同年3月31日までの間の国際旅客観光税（仮称）の徴収額は約60億円が見込まれる予定とされる。使途については、「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針について」（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）により、特に、新規性・緊急性の高い施策や貧弱と言われる日本のCIQ（Customs, Immigration, Quarantine）（国境を越える交通および物流において必要となる手続きである税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine））を包括した略称であり、あるいは、それらを執り行う機関または施設を指す）体制の整備に充てることにより受益と負担の関係を明確化していくことが基本方針とされている（図表1）。

（図表1）

国際観光旅客税（仮称）充当事業

	具体的使途	金額
①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	ICT等を活用した多言語対応等	11億円
	旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築	1億円
②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	JNTOサイト等を活用したデジタルマーケティングの実践	13億円
③観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備	3億円
	訪日観光における新たな観光コンテンツ整備・VR等の最新技術を駆使した最先端観光の育成	4.5億円

※ 上記のほか、
 ・ 最新技術を活用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲートの整備等によるCIQ体制の整備 20億円（法務省、財務省）
 ・ 文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備 7.5億円（文化庁、環境省）
 についても、国際観光旅客税（仮称）充当事業として計上。

※ 使途の適正性を確保する観点から、観光財源を充当する3つの分野については、法文上使途として明記するべく、次期通常国会に観光庁所管の法律の改正案を提出予定。

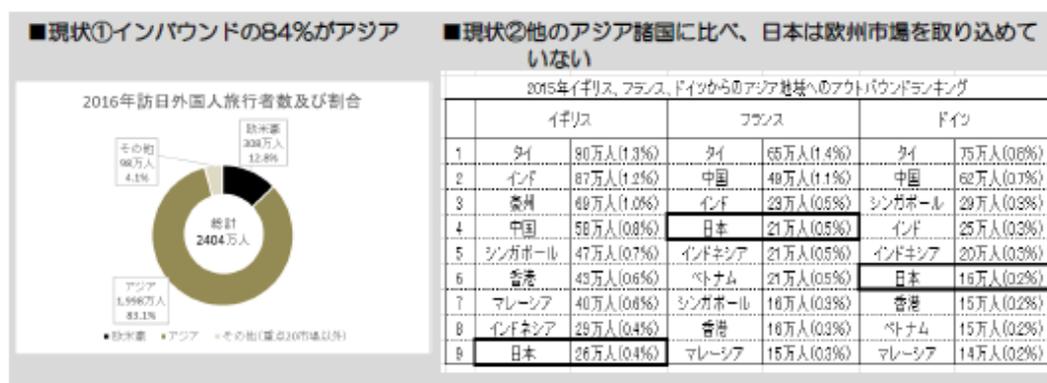
※ 平成31年度予算については、「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等について」（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、編成を行う。

（注）観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」（平成29年12月）による。

（拡大の余地が大きいグローバル訪日外国人旅行者の掘り起し）

今後、2020年の訪日外国人旅行者数の目標値4000万人、訪日外国人旅行者消費額8兆円等を達成するには、訪日外国人旅行者の84%を占めるアジアのみならず、海外旅行市場において訪日旅行者が十分に大きいとはいえない欧州（図表2-1）をはじめ、今後、海外旅行需要が増大する節目とされる一人当たりGDPが3万ドルを上回ると見込まれる国々を中心に、訪日インバウンドの成長が見込まれる全世界からの誘客を促進して、受け入れ余地の大きい訪日外国人市場（図表2-2）を拡大していくことが重要であり、このため、政府及び日本政府観光局（JNTO=Japan National Tourism Organization,正式名称独立行政法人国際観光振興機構）のプロモーション・マーケティング活動の強化及び通訳ガイドを含めた観光産業における人材育成・活用によるホスピタリティの向上実現並びに需要に見合う外国人旅行者に利用しやすい旅館・ホテル等の整備が急務であろう。

（図表2-1）欧米市場の取り込みが課題



（注）観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」（平成29年12月）による。

（図表2-2）外交人旅行者受入数の国際比較数（ベストテン）（単位：千人）

フランス	82,600
米国	77,471
スペイン	75,563
中国	59,270
イタリア	53,372
トルコ	39,478
英国	35,814
ドイツ	35,579
メキシコ	34,961
タイ	32,588
（参考）日本（16位）	24,309

- （注）1. 観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」（平成29年12月）による。
 2. 2017年6月時点の暫定値（原データは世界観光連盟資料）。
 3. 外国人旅行者数は、各国、地域ごとに日本とは異なる統計基準により算出・公表されている場合があるため、これを比較する際には注意を要する。なお、日本と南欧を比較すると、言語障壁、国境障壁、ビザ障壁等に差異があることは否定できないが、当研究所の観光庁への問い合わせによれば、中長期的にはこれらの壁を政策努力により克服できると考えているとのことであり、だからこそ2030年に欧米水準に近い6,000万人の受け入れを目指すことを目標に定めたとのことである。

（当面の課題）

外国人訪日客の増大は日本における都市づくりの在り方にも影響を与える。とりわけ訪日外国人旅行者の4割（延べ宿泊者数ベース）を占める大都市東京都、大阪府へのインパクトは相当大きなものであ

ろう（図表3-1, 3-2）。当面の課題としては、地域観光資源の多言語標識・解説の整備をはじめ、民泊を含む良質な宿泊施設の提供、各国語通訳の在駐する通信拠点を通じた緊急医療体制の確保、洋式トイレの普及・増設、業務独占規制を廃した地域通訳案内士の全国展開など、外国人訪日客に対する直接的な利便性向上施策の充実を図るとともに、宿泊を核とした広域周遊による地域の活性化、観光の本来の意味である「光を観る＝地域の神髄に触れる」といった観点から、歴史・伝統・文化情報の発信をどう進めるかなどが浮上しよう。

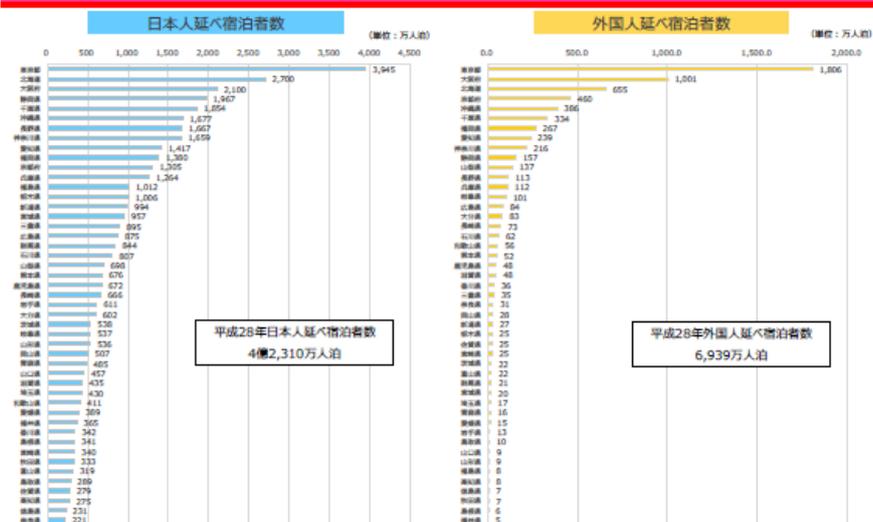
（図表3-1）外国人延べ宿泊者数シェア（上位20県；平成28年）

	述べ宿泊者数（万人）	シェア（%）
①東京都	1806	26.0
②大阪府	1001	14.4
③北海道	655	9.4
④京都府	460	6.6
⑤沖縄県	386	5.6
⑥千葉県	334	4.8
⑦福岡県	267	3.8
⑧愛知県	239	3.4
⑨神奈川県	216	3.1
⑩静岡県	157	2.3
⑪山梨県	137	2.0
⑫長野県	113	1.6
⑬兵庫県	112	1.6
⑭岐阜県	101	1.5
⑮広島県	84	1.2
⑯大分県	83	1.2
⑰長崎県	72	1.1
⑱石川県	62	0.9
⑲和歌山県	56	0.8
⑳熊本県	52	0.7

（注）観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」（平成29年12月）により、土地総合研究所作成。

（図表3-2）

都道府県別日本人・外国人延べ宿泊者数（2016年）



（注）観光庁「平成30年度観光庁関係予算決定概要」（平成29年12月）による。

（荒井 俊行）